

2015年12月17日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍 晋三 様  
地方創生担当大臣 石破 茂 様  
内閣府副大臣 松本 文明 様  
消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野 太郎 様  
消費者庁長官 板東 久美子 様  
消費者委員会委員長 河上 正二 様  
国民生活センター理事長 松本 恒雄 様  
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田 寛也 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号  
博多大博通ビルディング8階  
電 話 092-432-2330  
FAX 092-432-2340

### 消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書

当機構は、福岡地域の弁護士、司法書士、消費生活専門相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人により、消費者の権利確立をめざし、さまざまな消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として活動を継続し、2012年11月13日に内閣総理大臣により適格消費者団体として認定を受け、消費者に対する不当な勧誘行為や不当契約条項について差止請求訴訟を提起する活動を行っている団体です。

現在、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部において、「まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく政府関係機関の地方移転に係る提案」に基づき、消費者庁と国民生活センターの徳島県への移転が検討されていますが、次のとおり、当機構はその移転に反対します。

#### 第1 意見の趣旨

1. 消費者庁が政府全体の消費者保護政策の司令塔機能や消費者関連法の審議・立法の機能を果たすため、地方に移転することには反対です。
2. 国民生活センターが消費者庁や各省庁へ消費者被害情報の分析に基づいて法制度の見直し等の問題提起の機能を果たすためには、消費者庁などと密接

に連携して業務を行うことが必要であり，地方移転には反対です。

## 第2 意見の理由

### 1. 消費者庁の司令塔機能・消費者保護法の立案機能

消費者庁の主な仕事は，消費者や事業者・行政機関から，消費者事故情報を集約し，各省庁に，消費者への注意喚起や業界指導などの対応を求めるとともに，どの省庁も対応しないいわゆる「すき間事案」に自ら対応する「消費者被害の防止」，そして，悪質商法，偽装表示などに対応して，特定商取引法，景品表示法，JAS法などの「所管する法律の執行」，さらに，消費生活の現場を支える相談窓口を支援して，困っている消費者の手助けをする「地方消費者行政の支援」です。

このように，消費者庁は，消費者行政の「舵取り役」として，消費者が主役となって，安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するために必要な，消費者行政の司令塔機能と消費者保護法の立案機能を有しています。

### 2. 国民生活センターの問題提起機能，消費者庁との連携

国民生活センターの機能は，平成25年12月13日に内閣府特命担当大臣が「(独)国民生活センターの在り方について」において示したとおり，消費者行政の推進にとって，国民生活センターは，消費者行政における中核的な実施機関として，消費者行政の司令塔機能の発揮，そして，地方消費者行政の推進，さらに，消費者への注意喚起という，いずれも重要な機能を有する機関であり，消費者庁との連携が必要不可欠です。

### 3. 結論

政府関係機関の東京一極集中を解消し，その地方移転を積極的に図る必要があることに異論はありません。しかし，その地方移転によって，当該政府関係機関の機能が損なわれ，効率的かつ適切な施策の遂行が妨げられることがあってはなりません。

消費者行政は，さまざまな分野において生じる消費者被害の防止および救済を目的とするものであり，その司令塔として位置づけられる消費者庁にとっては，多岐にわたる分野を所管する政府関係機関と密接な連携のもとに消費者施策の立案を行うことが不可欠です。そして，その施策の遂行にあたっては，国民生活センターが重要な役割を果たしています。

さらに，全国各地に所在する13（平成27年12月時点）の適格消費者団体も，消費者庁および国民生活センターと密接な連携をとりながら活動を展開しており，特に地理的に消費者庁や国民生活センターに近い関東地区に所在する3つの適格消費者団体は，消費者庁や国民生活センターからの情報を各地の適格消費者団体に伝え，また各地の適格消費者団体から消費者庁や国民生活センタ

一に意見を届ける役割を果たしています。

このように政府関係機関との密接な連携関係が不可欠である消費者庁や国民生活センターを他の政府関係機関と隔離された徳島県に移転することは、単にその施策の立案および遂行にかかる費用の増大をもたらすのみならず、その機能の効率性および適切性を損なうことになり、消費者行政の大幅な後退を招来することになります。そして、徳島県には、適格消費者団体も存在せず、適格消費者団体の活動にとっても大きなハンディとなるものと言わざるを得ません。

消費者庁や国民生活センターが、地方に移転することによって、その機関の本来の機能が低下することになっては本末転倒であり、当機構は、意見の趣旨記載のとおり、地方移転に反対します。

以上